

令和7年度砂利採取業務主任者試験の案内

1 試験の日時

令和7年11月14日（金） 午前10時から正午まで（120分）

2 試験会場

山形県工業技術センター 講堂（山形市松栄二丁目2番1号）

3 受験資格

一般（国籍、年齢、性別、学歴、実務経験の有無などの制限はありません。）

4 試験科目

- （1）砂利の採取に関する法令
- （2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

5 受験願書

- （1） 受験願書は、山形県産業労働部産業創造振興課、各総合支庁建設部建設総務課（村山総合支庁の西庁舎と北庁舎及び置賜総合支庁の西庁舎においては各々の建設総務課）で配布します。また、「山形県」のホームページから、ダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/saiseki-jari-annai.html>

※受験願書の郵送は廃止となりました。

- （2） 受験願書には、必要事項を記載し、次のものを添付し提出してください。

- ① 顔写真1枚（縦6cm×横4cm、上半身無帽で願書提出前6か月以内に撮影したもので、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したものを、願書の指定位置に貼付してください。）
- ② 受験手数料（7,600円分の山形県収入証紙を願書の指定位置に貼付（消印はしないでください。）
- ③ 通常はがき1枚（はがき表面にはあて先を記入し、裏面には何も書かないでください。裏面に受験票を印刷し返送します。）

6 受験願書の提出先及び受付期間

- （1） 提出先 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県 産業労働部 産業創造振興課 鉦山鉦害防止・計量担当（電話 023-630-2361）
- （2） 受付期間 令和7年9月29日（月）から同年10月10日（金）まで（当日消印有効）
（ただし、土・日曜日を除く）
- （3） 受付時間 午前9時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時までの時間を除く）

7 合格発表

令和7年11月28日（金）から1か月の間、「山形県」のホームページで掲載するとともに、合格者本人に通知します。 ※各総合支庁の掲示板での掲示は廃止となりました。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、祝日を除く月曜日～金曜日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く）の間に山形県産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当まで直接おいでください。

開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人	科目別得点	合格発表から 1 か月の間	山形県産業労働部 産業創造振興課

9 試験を中止（延期）した場合の受験手数料の取扱い

- （1）試験を中止した場合、受験手数料を返納します。
- （2）体調不良（新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合も含む）により受験できなかった場合、受験手数料は返納しません。

10 その他

ご不明な点については、山形県 産業労働部 産業創造振興課 鉱山鉱害防止・計量担当（電話 023-630-2361）までお問い合わせください。